

参議院議員通常選挙と同日に行われる選挙 (選挙期日を7月20日で想定した場合)

(1) 県内において参議院議員通常選挙と同日に執行される選挙は次のとおりです。
南国市長及び市議補欠選挙 告示日 7/13(日) 選挙期日 7/20(日)

(2) 不在者投票期間

区分	告示日	不在者投票が可能な期間	選挙期日
参議院議員通常選挙	7/3	7/4 ~ 7/19	7/20
南国市長及び市議補欠選挙	7/13	7/14 ~ 7/19	7/20

※参議院議員通常選挙と市の選挙は不在者投票を行うことができる期間の始まりがそれぞれ異なりますので、取扱いを間違わないよう注意してください。

(3) 不在者投票における県選管からの送付物資について

参議院議員通常選挙に係る物資は、参議院議員通常選挙のみに対応した請求書等の様式となっています。

(南国市が作成する不在者用物資については、参議院議員通常選挙と南国市の選挙、両方に対応したものと聞いています。)

(4) 不在者投票特別経費の支払い (P2 1 参照)

①参議院議員通常選挙の不在者投票のみを実施

⇒ 県選管に請求

②参議院議員通常選挙と南国市の選挙の不在者投票を実施

⇒ 県選管に請求

③南国市の選挙の不在者投票のみを実施

⇒ 南国市の選管に請求

※複数の投票を同日に行った場合、経費の交付対象となる選挙人の人数は1人として計算します。

経費の請求先等について（参考）

参議院議員通常選挙以外の不在者投票（市町村長選挙や市町村議会議員選挙）があった場合には下の方法により請求をしてください。

1 不在者投票に要した経費（1,236円/人）に関する請求方法等

（1）参議院議員通常選挙の不在者投票者

別途交付する不在者投票明細書により高知県選挙管理委員会に請求してください。

（2）参議院議員通常選挙以外の選挙のみの不在者投票者

該当の市町村選挙管理委員会等に請求様式を確認のうえ請求してください。

※ なお、参議院議員通常選挙とそれ以外の選挙の複数の投票を同じ日に行った選挙人に関する経費については、全て参議院議員通常選挙分として高知県選挙管理委員会に請求してください。（参議院議員通常選挙と市町村選挙の双方の投票を同じ日に行った選挙人に関する経費については、参議院議員通常選挙分として高知県選挙管理委員会に請求し、市町村選挙管理委員会には請求しない。）

2 外部立会人の立会いに要した経費（1,458円/1時間）に関する請求方法等

立会日に複数の選挙の不在者投票が実施された場合（参議院議員通常選挙とそれ以外の選挙）は、不在者投票を行った選挙人の人数に応じて、請求金額を按分し、当該按分した額をそれぞれの選挙を管理する選挙管理委員会に請求してください。

なお、按分した請求金額に1円未満の端数が生じるときには、端数が大きい選挙から順に1円となるように切り上げることにより、請求金額が円単位となるように調整してください。

<請求方法等の例>

ある日の外部立会人の立会い（立会時間3時間）の際の不在者投票者17人の内訳が、

- ・参議院議員通常選挙・・・12人
- ・南国市長及び市議補欠選挙・・・5人

であった場合の請求方法

○ 外部立会人経費計=1,458円×3時間=4,374円（請求金額の合計）

○ 各選挙管理委員会への請求方法等

・参議院議員通常選挙分

4,374円×12人/17人=3,087.52円→3,088円（端数切り上げ）

・南国市長及び市議補欠選挙分

4,374円×5人/17人=1,286.47円→1,286円（端数切り捨て）

※ 南国市選挙管理委員会に請求様式を確認のうえ請求してください。

端数の処理は、合計額に合わせて適宜調整してください（上の例では、合計額が4,374円（3,088円+1,286円）となるように調整を行っています）。